

神奈川県立図書館資料収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び神奈川県立図書館組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）に基づき、図書館事業を適正に遂行するため、神奈川県立の図書館の利用等に関する規則（昭和45年教育委員会規則第3号）第2条に定める図書館資料の収集に関し、必要な事項について定めるものとする。

(資料収集の基本方針)

第2条 資料の収集は、次の各号に定める方針に基づき行うものとする。

- (1) 川崎図書館、県内市町村立図書館、県立公文書館等との役割分担を踏まえ、主として調査研究に資するものを収集する。
- (2) 県民のうち特に一般成人層のニーズを常に把握し、その生涯学習に必要な資料を収集する。
- (3) 社会科学及び人文科学分野の資料を重点的に収集する。
- (4) 県内市町村立図書館及び高等学校図書館、県行政を支援するために必要な資料を収集する。

(収集資料)

第3条 県立図書館が収集する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書
 - ア 国内図書
 - イ 海外図書
 - ウ かながわ資料（地域資料）
 - エ その他
- (2) 逐次刊行物
 - ア 新聞（新聞縮刷版を含む。）
 - イ 雑誌
 - ウ 官報、公報
 - エ 年鑑及び年報類
 - オ その他
- (3) 視聴覚資料
 - ア 16ミリ映画
 - イ ビデオテープ
 - ウ レーザーディスク（LD）
 - エ デジタルヴァーサタイルディスク（DVD）
 - オ コンパクトディスク（CD）
 - カ レコード
 - キ カセットテープ
 - ク その他
- (4) その他の資料

(資料の選定)

第4条 資料の選定基準は、別に定める。

(選定の手続)

第5条 資料の選定手続きは、神奈川県立図書館資料収集会議要領に基づき行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。